

控室

首都圏大学非常勤講師組合

東京公務公共一般労働組合 大学非常勤講師分会

TEL 035-395-5255

URL: <http://f47.aaa.livedoor.jp/~hijokin/>e-mail: sida@union-kk.com〒170-0005 東京都豊島区
南大塚 2-33-10
東京労働会館 5F
郵便振替口座
00140-9-157425
大学非常勤講師分会

奨学金問題を考える(1)～序章～

松村比奈子

大学非常勤講師と奨学金返済の関係は深いし関心も高い。以下、数回にわたって奨学金問題を述べていきたい。またこの件については、読者の方々のご意見をぜひとも伺いたい。

アメリカのサブプライムローン危機から始まった世界同時不況以来、メディアはいわゆる「派遣切り」を連日のように報じている。製造業における派遣社員の急増は、労働者派遣法の改悪によって生じた負の遺産といえる。大学非常勤講師もまた非正規雇用ではあるが、その劣悪な待遇や環境が特定の法制度によるものではないため、注目を浴びにくい。とはいえ組合には昨年夏頃から「高学歴ワーキングプア」として取材が来るようになり、昨年10月の「新報道2001」や今年2月の「スーパーモーニング」で当組合員の講師生活が放送され、週刊東洋経済やAERAでも紹介されたのは、世相の反映かもしれない。

さて、大学非常勤講師の実態を考える上で重要なのが奨学金の返済問題である。これが問題となるのは、当然のことながら返済できない・返済が苦しい状況にある講師が多いからである。奨学金制度の概要については関連HPを参照していただきたいが、講師職にある者の多くは奨学金の借り手であり、返済者である。な

ぜなら、講師の多くが大学院修了者(満期退学を含む)であり、大学院を順当に卒業するためには、アルバイトする暇もなく、裕福な家庭を除いて奨学金に頼らざるを得ない事情があるからだ。いや、もう一つ別の事情もあった。少なくとも筆者が奨学金を受給する(約15年前までの)段階では、大学院修了後5年以内に指定機関に正規採用されれば、返済が全額免除されるという制度があった。大学院進学者の多くは、カルチャーセンターに通っているつもりはないから、修了後に就職を希望する。免除職に該当する研究・教育機関に正規採用されれば、奨学金返済は全額免除である。こんなうれしい制度を利用しない手はない。ということで、私を含め多くの研究希望者は奨学金を得て大学院に入学し、修了した。私もまた苦勞の甲斐あって(?)博士号を取得した。

結果として期限を越えたために返済の全額免除という恩恵は受けられなかったが、問題はその後である。例えば当組合他の合同調査による『大学非常勤講師の実態と声2007年版』によれば、約1000人の非常勤講師の平均年収は306万円、そのうち44%が250万円以下という衝撃的な事実がある。つまり、筆者も含めて非常勤講師で生活している者の多くは、生活保護世帯と同等かそれ以下の収入し

か得ていない。その中から、最低でも300万円以上の借金をどうやって返済しろというのだろうか。

しかも奨学金の返済は今年度から異様に厳しくなった。だが正規・非正規という身分制社会が固定化しつつある中、今回のような大不況も加われば返済困窮者は増えこそすれ減ることはない。自己責任の名の下に、返済強化を迫及する政策に対して、我々はただ甘んじてこれを受けべきとは思えない。

論点は三つある。第一にどのような返済対策が望ましいかということである。生活保護世帯と同程度の収入しかない実

態に沿う対策が講じられるべきであろう。第二に、日本の奨学金はなぜ給付ではなく貸与かについて、教育を受ける権利から検討する。日本も批准している国際人権規約には、「高等教育の原則無償条項」があるが、日本はその実行を拒否している数少ない国(3/151)である。第三に、返済困窮の最大の理由は就職難であるが、大卒オンリーの就職戦線において大学院を増設し院生を増やす必要性和将来像が全く見えない。

次号以降、それらの点について個別に述べていきたいと思う。

河合塾を被告とする従業員としての 地位保全等請求訴訟の報告

中島 眞一郎 (河合塾福岡校公民科講師)

1. 雇止めに至る経緯

2006年3月15日に、同年3月31日付で、公民科講師として25年間勤務していた学校法人河合塾より解雇(雇い止め)通告を受けました。

理由は、次年度契約更新に際して、アンケート評価の低さや塾生数の減少を理由に塾側からレギュラー授業週7コマから週4コマへの大幅削減の提示に対して、「ゆるやかな削減にしてほしい」と要望したところ、それを拒否されました。

「次年度4コマの仕事等は誠実に行うが、コマ数の問題について、裁判所へ労働審判の申立を行う」旨内容証明で通知したところ、私のみ同年3月10日まで署名捺印した次年度契約書の提出を求められました。その提出を拒否すると、契約終了の通告を

受けました。(これは、後でわかったことですが、2006年度契約更新では、河合塾は正味資産約1900億円以上を保有し経営危機でもないのに、塾生数の減少を理由に約2900名の講師のうち約470名が契約終了、講師全体で平均2コマ削減などの大リストラが行なわれました)

2. 仮処分の申立と却下決定

これに対して、同年3月24日地位保全を求める仮処分を弁護士なしの本人申立として福岡地方裁判所に申立てました。4回の審尋をへて2006年8月25日に、福岡地裁第5民事部(木村元昭裁判長)は、河合塾側の「非常勤講師との契約は請負一準委任契約である」という主張を斥け、「私を労働基準法第9条の労働者であり、契約は雇用契約で、雇い止めである」と認定しました

が、「非常勤講師である」ことを理由に解雇法理の適用を認めず、「雇い止めは有効」として私の請求を却下する決定を行いました。

3. 本案訴訟の提訴と敗訴判決

これに対して、弁護士を代理人として、本案訴訟となる従業員としての地位保全等を求める請求訴訟を同年9月22日に提訴しました。原審では、5回の争点整理のための弁論準備手続、被告側証人3名、原告側証人2名と原告本人の尋問を含む6回の口頭弁論をへて2008年3月に結審し、提訴から1年8ヶ月目の同年5月15日に原審判決が言い渡されました。

原審判決(藤田 正人裁判長 福岡地方裁判所第5民事部)は、訴訟の二つの争点(①河合塾と非専任講師との契約の性質は、雇用契約か、それとも請負一準委任契約であるのか、②契約終了(雇い止め)は、違法で無効か、それとも有効か)について、仮処分決定と同様に契約の性質については雇用契約で雇い止めであることは認めましたが、雇い止めの違法性を認めず有効として原告敗訴となる判決でした。

4. 福岡高裁への控訴と弁論準備手続

この判決を私は不服として福岡高等裁判所に2008年5月22日に控訴しました。そして、同年9月2日に控訴審の第1回口頭弁論が開かれ、控訴人として意見陳述しました。

最悪の場合、控訴申1回目で結審となるか、次回で結審となることも危惧されましたが、福岡高裁の西裁判長は、「非専任講師から専任講師への登用の道がどのように開かれ、その条件や基準が講師に周知されていたのか」「アンケート結果が、契約終了やコマ数の増減にどのような影響を与えるのか、講師に周知されていたのか」という新

たな争点を示し、双方に釈明を求めました。そして、3人の裁判官のうち鈴木裁判官を担当者に任命して、争点整理等のための弁論準備手続が開かれることになりました。控訴審での弁論準備手続は、1回目2008年10月16日、2回目は、同年12月1日に行なわれました。

5. 控訴審で、提出された準備書面

控訴人(私)から、準備書面1(裁判所の求釈明への回答)、準備書面2(被控訴人の準備書面1への反論)、準備書面3(被控訴人の準備書面2—契約の性質を「請負一準委任契約」との主張への反論)、準備書面4(私が専修学校設置基準に定められた専任教員であることや、河合塾が私を専任教員として認可申請していたこと)、準備書面5(兼任が認められるとして、現実的に兼任の可能性があったのか、という裁判所の釈明への、契約終了時、現実的に不可能であったことを回答)、準備書面6(私の雇い止めが2006年度リストラの一環であったことやその後の出来事、法令違反の運営の実態など)を作成して裁判所に提出しました。

また、証拠申出書(証人 牧野剛講師、河合弘登理事長の2名の証人調べと尋問項目、控訴人本人の追加尋問項目)と、証拠説明書を裁判所へ提出しました。

一方、被控訴人(河合塾)からは、準備書面1(裁判所からの求釈明への回答)、準備書面2(私との契約の性質が請負一準委任契約であること)、準備書面3(控訴人の兼職が現実的に可能であったことを主張する)が提出されました。

6. 第3回弁論準備手続の報告

控訴審第3回弁論準備手続が、2009年1月21日午前10時から福岡高裁第3民事部の和解室兼法廷で開かれました。

① 双方の提出物についての陳述

控訴人(私)から提出した準備書面5、準備書面6、証拠申出書、証拠説明書の陳述、被控訴人側から提出した準備書面3の陳述が行なわれました。

② 控訴人申出の証人についての被控訴人の見解

鈴木裁判官から、被控訴人(河合塾)代理人に、控訴人(私)が申請した2名の証人についての見解が尋ねられました。被控訴人代理人は、まず、牧野剛講師については、「現在非常勤講師であり、河合塾の経営や運営方針になんら関与しておらず、本件について証人調べの必要なし」、河合弘登理事長についても、「本件は個別的な事件あり、理事長の権限とは関係ないので必要なし」と述べました。控訴人(私)側から、控訴審での新たな争点について証言するため控訴人本人と、専任講師と非専任講師の双方を経験している牧野剛講師の証人としての採用を求めました。

鈴木裁判官は、証人調べ及び控訴人の本人調べについては、民事第3部の3名の裁判官の合議で検討して、次回口頭弁論期日のときに採用の有無を明らかにする旨述べました。

③ 和解について

その後、鈴木裁判官より、双方に和解のテーブルにつく基本的立場があるかについて尋ねられました。控訴人側から、「復職を前提とした話し合いならば和解のテーブルにつく用意はあるが、金銭解決のみを前提

とした話し合いには応じない」と回答しました。被控訴人側も、「金額や条件は別にして、金銭での解決での話し合いなら検討する用意はあるが、復職を前提とした話し合いには応じられない」との回答がありました。

鈴木裁判官より、控訴人側に、「復職は難しいと思えるので、金銭での解決へ向けた和解のテーブルにつく意思はありませんか」と、もう一度確認がありました。

控訴人から「被控訴人(河合塾)が復職を前提としないのであれば、判決を出してください」と述べました。この結果、和解のための話し合いは行なわれることなく、今回で争点整理のための弁論準備手続が終わり、次回(3月19日)より公開法廷での口頭弁論が再開されることになりました。

期日外に河合塾から準備書面3を補充する陳述書(米山西日本地区本部長名)が2009年1月下旬に提出され、私からも2月下旬に、控訴審での主張をまとめた陳述書を提出しました。

7. 今後について

3月19日の第2回口頭弁論で、裁判官が合議の結果、控訴人申請の2名の証人、控訴人本人調べの申請を却下した場合には、控訴審は、この日で結審し、5月～6月ごろには判決となります。また、証人や控訴人本人の人証を裁判官が採用した場合には、証人や本人調べ後に結審し、次々回7月～9月頃判決となる見込みです。

河合塾に対する従業員として地位保全等
請求訴訟控訴審第2回口頭弁論
時 2009年3月19日(木) 午後4時
所 福岡高等裁判所 504法廷